

令和5年度税制改正

先月のCBCANEWSでは、今年度税制改正のうち、NISA（少額投資非課税）制度の見直しについてお伝えしました。今月は、税制改正全体における主なものについてお伝えします。

（外部リンク）[財務省ホームページ「税制改正の概要」](#)

✚ 個人所得課税

○ NISA 制度の抜本的拡充・恒久化

- ・非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、制度を恒久的な措置とする。
- ・一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の年間投資上限額（「つみたて投資枠」）については、120万円に拡充する。
- ・上場株式への投資が可能な現行の一般NISAの役割を引き継ぐ「成長投資枠」を設け、その年間投資上限額については、240万円に拡充するとともに、「つみたて投資枠」との併用を可能とする。
- ・一生涯にわたる非課税限度額を新たに設定した上で、1,800万円とし、「成長投資枠」については、その内数として1,200万円とする。

（以上、詳しくはCBCANEWS Vol.110「NISAの大幅見直し」を参照ください。）

○ 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

- ・その年分の基準所得金額から3.3億円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額が、その年分の基準所得税額を超える場合には、その超える金額に相当する所得税を課す。（令和7年分以後）
- ※ 基準所得金額：配当や譲渡所得等の申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額
- ※ 基準所得税額：基準所得金額に係る所得税の額

（解説）給与等は累進課税ですが、配当や譲渡所得等は分離課税により一律15%(国税分)です。このため、配当や譲渡所得等による高額所得者の負担率が低くなり、問題視されていました。当改正により、当該高額所得者の税負担率の引き上げが図られます。なお、影響は10億円を超えるような超高額所得者に限られ、負担率の累進性も緩やかなものに留まります。

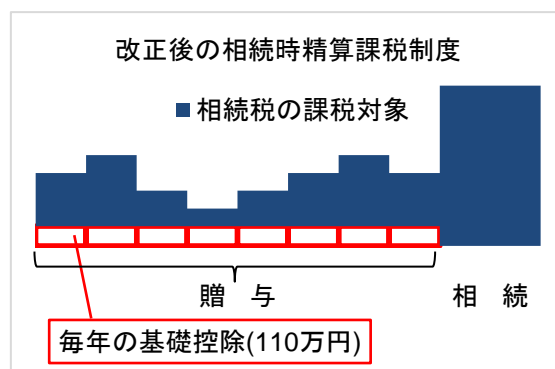
✚ 資産課税

○ 相続時精算課税制度の見直し

- ・相続時精算課税制度について、その年分の贈与税については、現行控除(累積2,500万円)とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとする。（令和6年以後）

※相続時精算課税制度における贈与税の計算

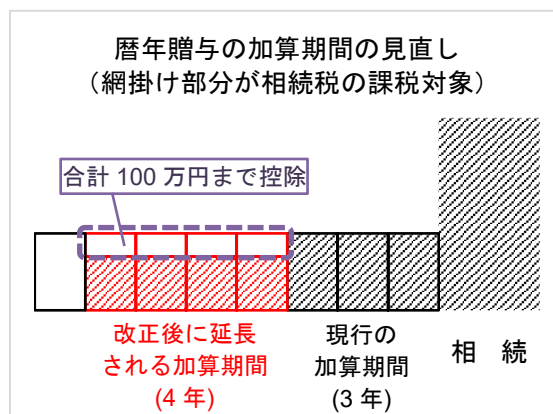
$(\text{贈与額} - \text{年} 110 \text{万円} - \text{累積} 2,500 \text{万円}) \times 20\%$



○ 暦年贈与の見直し

- ・暦年課税における相続前贈与の加算期間を現行3年から7年に延長するほか、延長した期間(4年間)に受けた贈与のうち一定額(100万円)については、相続財産に加算しないこととする。

(解説) 相続税と相続前贈与税に関しての大きな見直しです。相続時精算課税制度は、年110万円の基礎控除が新設されたため、相続税の軽減を図ることが可能となりました。一方の暦年贈与は、相続前贈与の加算期間が延長され、駆け込み贈与による節税が制限されたかたちです。全体として、相続時精算課税制度の使い勝手が良くなりました。同制度の普及のもと、相続前贈与を推進したい国の考えが覗えます。



○ 特例贈与の延長

- ・教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、節税的な利用につながらないよう所要の見直しを行った上で、適用期限を3年延長する。
- ・結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置についても、節税的な利用につながらないよう所要の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。

✚ 消費課税

○ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の円滑な実施に向けた措置

- ・これまで免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の2割に軽減する3年間の負担軽減措置を講ずる。(※特例の適用には、確定申告書にその旨を付記)
- ・一定規模以下（基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下）の事業者の行う少額の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間の事務負担軽減策を講ずる。(当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存を要件として仕入税額控除が認められる)
- ・少額（税込価額1万円未満）の返還インボイスについて交付義務を免除する措置を講ずる。

(解説) インボイス制度移行に際し、新規課税業者の納税負担軽減、および事務負担の軽減が図られました。なお、インボイス制度への移行準備が依然として遅れており、今後も措置等による見直しがあるかもしれません。

一般社団法人全国経営診断士協会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-14 トータスビル 1階

TEL : 03-3812-8211 FAX : 03-3812-8213

mail@cbca.jp

http://www.cbca.jp

お問い合わせ先